

ご存じですか「小城市市営浄化槽事業」

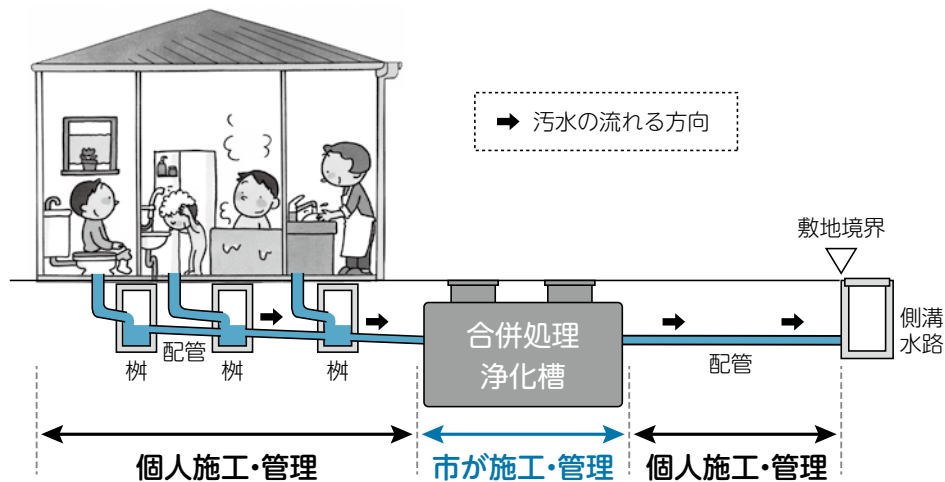
小城市ホームページから
市営浄化槽事業 検索

問 下水道課（東館2階）【担当】糸山・松尾 ☎37・6122

市では、生活環境を改善し、公共用水域の水質保全のため、公共下水道事業計画区域と農業集落排水事業区域を除いた区域を対象に、市が合併処理浄化槽の設置と維持管理を行う市営浄化槽事業に取り組んでいます。

- ・合併処理浄化槽の新規設置事業（単独浄化槽を合併処理浄化槽に切替える場合も可）
- ・合併処理浄化槽の帰属（現在使用中の合併処理浄化槽を市に譲渡）事業

これらの事業では、市が合併処理浄化槽の維持管理を行うことになり、使用者からは、使用された水道水や井戸水の数量に応じた使用料金をいただくことになります。事業対象区域の確認や設置を計画される際は、下水道課へご相談ください。



◆ 新設の場合 ◆

【概要】

- ・浄化槽の本体工事は「小城市」が行います。
- ・受益者分担金の納入が必要です。
- ・トイレの改造や排水設備工事、単独浄化槽の廃止などの費用は個人負担となります。

※設置後は、市で維持管理を行います。

【設置の条件】

- ・浄化槽の設置に係る土地の無償使用について、土地所有者の同意があること。
- ・浄化槽設置後、1年以内に排水設備工事を完了し、浄化槽の使用を開始すること。
- ・浄化槽設置者講習会を受講すること。

【設置の手続き】

- ・設置申請書と浄化槽設置同意書
- ・浄化槽設置者講習会受講済証の写し
- ・浄化槽を設置しようとする場所とその付近の見取り図
- ・建築物の面積求積図、または、床面積が把握できる各階平面図および配管平面図

(注) 数件分をまとめて行うこととなりますので、設置工事までに時間を要します。

◆ 帰属（譲渡）の場合 ◆

【概要】

- ・すでに設置されている合併浄化槽も「小城市」で維持管理を行います。
- ・受益者分担金は発生しません。

【帰属の条件】

- ・浄化槽の使用人員が適正であること。
- ・保守点検が適正に行われていること。
- ・法定検査結果が良好であること。
- ・市が維持管理を開始する前に、浄化槽内の清掃と、ブロワ消耗品の交換を行うこと。

【帰属の手続き】

- ・帰属申請書と同意書
- ・過去1年間の保守点検記録票の写し
- ・法定検査結果書の写し
- ・浄化槽設置届出書の写し

